

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

(平成20年6月20日京都市条例第9号) (建設局土木管理部自転車政策課)

次のとおり京都市JR西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場及び京都市JR西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場の駐車料金(以下「料金」といいます。)の徴収に関し必要な事項を定めることとしました。

- 1 回数券又は定期駐車券による場合を除き、料金は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

| 区 分 | 単 位 | 料 金 |
|---------------|---------|------------------|
| 自 転 車 | 1 日 1 回 | 150 ^円 |
| 原 動 機 付 自 転 車 | | 250 |

備考 「1日」とは、市長が定める入退場時間(自転車又は原動機付自転車を駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間をいいます。)をいいます。

- 2 回数券を発行する場合の料金は、当該回数券の券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて市長が定めます。
- 3 定期駐車券による場合の料金は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

(1) 自転車 2,700円

(2) 原動機付自転車 5,500円

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

なお、定期駐車券の発行等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年6月20日

京都市長 門川 大作

京都市条例第9号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市小野駅自転車等駐車場の項の次に次の2項を加える。

| | |
|------------------------------|------------------------|
| 京都市J R西大路・向日町間新駅東 自転車等駐車場 | 京都市南区久世上久世町110番地の 3 |
| 京都市J R西大路・向日町間新駅西 自転車等駐車場 | 京都市南区久世高田町126番地 |

別表第2原動機付自転車の項中「京都市小野駅自転車等駐車場」の右に「京都市J R西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場、京都市J R西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市J R西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場及び京都市J R西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場の駐車料金を徴収するため

に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局土木管理部自転車政策課)